

日本女子大学教職教育開発センターワークショップ  
共催：豊島区教育委員会

# 教職員のための教育法規2018 -いじめ防止基本方針の改定を受けて-

いじめ防止対策推進法制定から5年が経過します。文科省は2017年には「いじめ防止基本方針」を改定すると共に「重大事態の調査に関するガイドライン」を策定する等、学校や教育委員会に対しよりきめ細やかな対応を求めるようになってきました。

本ワークショップでは、いじめ防止基本方針改定後の状況と、その改定が学校現場にもたらす影響と課題について、裁判例を交えながら、皆さんと一緒に考えていきます。

○講師：坂田 仰(日本女子大学教職教育開発センター教授)  
黒川 雅子(淑徳大学総合福祉学部教授)  
藤井 智子(親和総合法律事務所弁護士)

○日時：2019年2月8日(金)13:30～16:30(受付13:00～)

○会場：豊島区役所 8階 レクチャールーム

○対象：小・中学校のミドルリーダー

○定員：50人程度

○お申込み：E-mailで①氏名②勤務校③住所④電話番号⑤卒業学科・卒業年(本学卒業生のみ)をお知らせください。

※なお、E-mailによるお申込みを受領後、センターより返信いたします。  
1週間以内に返信がない場合は、お手数ですが電話でお問い合わせください。

(お申し込み・問合せ先) 日本女子大学教職教育開発センター

TEL: 03-5981-3777 FAX: 03-5981-3778

E-mail: kyoshoku@fc.jwu.ac.jp

URL: <http://www5.jwu.ac.jp/laboratry/kyoshoku>